

## ●香川県告示第301号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び観音寺市建設課において令和4年10月25日から同年11月14日まで公衆の縦覧に供する。

令和4年10月25日

香川県知事 池 田 豊 人

1 申請年月日

令和4年10月12日

2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 池田 豊人

3 埋立区域

位置

第3-2工区

香川県観音寺市観音寺町字見卓甲4125番の地先公有水面

4 埋立地の用途

(1) 変更前の埋立地の用途

業務施設用地、製造業用地、緑地、道路用地及び護岸用地

(2) 変更後の埋立地の用途

業務施設用地、製造業用地、緑地、道路用地及び護岸用地（変更部分については、別図のとおり。「別図」は、省略する。）

5 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成11年12月9日

(2) 免許番号

11港A第55号